

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会	
開催日時	平成31年1月9日(水) 16:00~17:10	
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)2階 視聴覚室	
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数 32人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、湊野美喜子委員
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長
	その他	
会議の議題	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり	
配布資料	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり	
審議等の内容	別紙のとおり	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会 2. 委嘱状交付、3. 委員の紹介、4. 政治倫理審査会の説明 5. 会長及び副会長の選出、6 案件の付託		
内 容	事務局より開会、委嘱状交付、委員の紹介、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2及び付託書に基づき政治倫理審査会の概要説明及び案件の付託を行った。また、委員の互選により会長及び副会長が選出された。		
審議経過	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>2. 委嘱状交付 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員の委嘱状の交付を行った。</p> <p>3. 委員の紹介 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員5名の紹介を行った。</p> <p>4. 政治倫理審査会の説明 事務局より、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2に基づき説明を行った。</p> <p>5. 会長及び副会長の選出 委員の互選により、会長に吉田一穂委員、副会長に山下義昭委員が選出された。</p> <p>6. 案件の付託 事務局より説明を行い、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の付託書(写し)のとおり、嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の調査及び説明会開催請求の審査について、嬉野市長から嬉野市政治倫理審査会に付託を行った。</p>		
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事（1）調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3</p>		
審議経過	議長	<p>委員全員出席のため、本日の会議は成立している。議事を進める前に傍聴者へお願いがある。本日の会議は公開で行っているが、受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくだよう願います。万が一お守りいただけない場合は、議長として、退席を命ずることにもなりかねないのでよろしく願います。先ほど傍聴席の方から録画の申し出があったかと思うが、取り扱いについてどうするか。</p>	
	委員	<p>この政治倫理審査会は、政治倫理条例に違反かどうかを公平・公正な立場から判断するところであり、傍聴人に向かって色々アピールするところではない。個人情報もたくさんでてる。私は個人情報専門であるが、色々問題があるところも見受けられる。あくまでも公平・公正な判断をするのであって、政治的な立場で判断するわけではない。議会とは違うので、録画等をご遠慮いただきたい。</p>	
	議長	<p>他に意見はないか。議長として録画はしない方向で考えている。どうかよろしく願います。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただく。最初に「調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について」審議を行う。嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求について本会に調査が付託されたときは、嬉野市政治倫理条例第9条の規定に基づき、調査請求の要旨と調査開始日を公表することになっている。お手元に配布している資料3のとおり公表したいと思うが、委員の皆様から何かご意見はないか。特に意見はないので、公表については資料3のとおりとする。</p>	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事(2) 調査請求について		
内 容	<p style="text-align: center;">嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p style="text-align: center;">※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料4</p>		
審議経過	<p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に「調査請求について」審議を行う。請求者から提出された調査請求書の写しは、事前に別添ファイルで配布されている。また、調査請求書の内容を整理したものを資料4として配布されている。まず、この件について審査会の調査対象となるか委員のご意見をお伺いする。</p> <p>弁明書につきましては。</p> <p>事務局よりお願いします。</p> <p>※被請求者から提出された弁明書を委員に配布。</p> <p>平成31年1月4日付けで政治倫理審査会会長あて弁明書の提出があっている。提出者は被請求者嬉野市長村上大祐氏の代理人弁護士鬼橋正敏氏からである。この弁明書の取り扱いについて委員の皆様のご意見をお願いしたい。</p> <p>配布された弁明書について説明していただけるか。</p> <p>簡単に説明する。この弁明書は、第1、本案前の弁明と第2、本案の弁明の資料である。第1は本請求が不適法、条例違反であること、請求代表者らに請求適格がないこと、議員の職責となっている。第2は本案の弁明となっており、1、認否・反論、2、結語となっている。</p> <p>事務局から説明のあった内容であるが、第1の本案前の弁明については、本審査会で審査する内容ではないと考えている。第2の本</p>	

		案の弁明については、今後の審査の資料とさせていただきたいと思うが、よろしいか。
委員		この請求自体に瑕疵があるかどうか、この手続きが仮に不備があるとなると、実際ここで審査する必要がなくなるので、まずはこの審査会で判断する必要があるのではないかと思います。
議長		本案前の要求を満たしてるかどうかも含めてということか。
委員		はい。調査請求と説明会開催請求の二つの請求があるが、適法かどうかは条例に従って判断できると思う。この判断を当審査会としても判断した上で、仮に請求を満たしていないものであれば、改めて行政側に判断していただく必要があると思うが。
議長		他に委員の皆様から意見はないか。
委員		請求代表者が議員であるだけであって、九百何名の方が連名で書かれているので、有効ではないかと思う。議員も有権者であるから請求できるのではないかと思う。
議長		先ほど私が申し上げた第1の本案前の弁明については本審査会で審査すべきものではないと申し上げたが、委員の方々のご意見を伺い、この件についても具体的に検討させていただきたいと思う。弁明書について事務局より他に説明することはないか。
事務局		提出されている資料のとおりである。
議長		資料4について、調査請求について、調査の対象とするかどうかであるが、委員の皆様いかがか。
委員		弁明書の中で請求は不適法ではないかと主張されている。証拠資料も付けられている。議員お二人が請求されているが、議員は請求適格者ではないという主張である。まずはこの点を審議する必要があるのではないかと思います。問題は条例が議員を請求者として認めているかどうかということで、まずは本条例に基づいて確認しておく必要があるのではないかと思います。請求が政治倫理条例8条の請求と11条の請求となっている。8条の請求をみると、主語が「有権者は」となっている。11条をみると、説明会開催請求となるが、こちらは「有権者及び議員は」となっている。8条の有権者に議員は

	<p>入るかどうか一つの論点である。11条の請求は、明らかに有権者と議員に分けられている。今回の請求はいずれも議員となっており、11条の要件は満たしてしないことが問題となる。有権者であれば100分の1以上の連署でいいが、議員であれば定数の3分の1以上の連署が必要となり、11条の請求は満たしていないことになる。</p>
議長	<p>先ほど委員から意見、指摘があったが、私のほうから説明すると、本審査会的前提条件として、条例上、第8条と第11条に規定がある。第8条は有権者が請求の主体となっており、第11条の方は有権者及び議員となっている。明らかに請求主体を別に規定しているのが嬉野市の条例となる。今回の請求については、請求代表者が議員の方というところで、8条請求においても請求適格性に問題があるかないかということが争点になると委員から指摘をいただいた。この件について何か意見はあるか。</p>
委員	<p>法律の文献で、有権者、有権者及び議員という表記は、あくまでも有権者と議員は別に考えてあるということであれば、11条は有権者及び議員という表記であるので、有権者は議員とは別ということで8条の有権者には議員は入らないのではないかと思う。</p>
議長	<p>委員の指摘は委員の意見と同趣旨との理解でよいか。</p>
委員	<p>私は問題提起を行った。11条もだが、8条の有権者の中には議員は入らないのではないかという弁明書の趣旨から、この点をこの委員会で入るか入らないか確認する必要がある。</p> <p>私の見解だが、11条に関しては、明らかに議員と有権者は分けてあるので要件が違う。有権者の立場で認めると、議員さんの縛りかけた意味が全くない。有権者ということで100分の1を認めてしまうと、脱法行為を認めることとなるので、11条の趣旨には反し、説明会開催請求については不適法とせざるをえないのではないかと思う。一方、8条はどちらともとれる。議員、有権者と並べていないから。本来であれば、同じ条件であることであれば、有権者及び議員はとするのが条文としてはいいが、有権者だけとしか書かれていない。しかし、私は8条の有権者に議員は入れていいと考える。つまり、8条の請求は適法と考える。なぜかという、8条は要するに政治倫理審査会の立ち上げの請求である。しかし、11条は説明会開催の請求となっており、こちらの方が問責の仕方としては厳しくなっている。政治倫理条例に違反するかどうかは審査会</p>

	<p>で審査をするので、11条の議員による請求は認めるけど、8条の請求は認めないとなるとおかしい。いくつかの他の条例を見てみたが、条例の規定の仕方は色々ある。議員の請求を認めていないところもあるし、政治倫理の立ち上げは議員のみにしか認めていないところもある。本条例の合理的な解釈を行うと、説明会請求については、もともと議員は議会で行うこともできるので、政治倫理審査会を開催して説明会開催を開かせるのだからハードルが高くなっている。私の政治倫理審査会の理解は、条例違反行為があるかどうかを裁判所的な立場で法的な判断を行うところとであると認識している。だから公平・公正な判断を行うこととなる。8条の請求に特に議員を外す必要はないと考える。</p> <p>この二つの請求のうち、説明会開催請求は、議員が要件を満たさずに有権者の立場でなされているので、不適法とせざるをえないのではないかと思う。一方、8条請求関係は、有権者の中に議員は入ると解釈していいのではないかという見解である。</p> <p>8条請求の有権者の中に議員を含めてよいという委員の意見である。本審査会も適法に開催されるということである。他にご意見はないか。</p> <p>代表者として考える職業が議員でだけであるという解釈はできないのか。だから有権者だという考えはできないか。議員ということは外して説明会請求はできないのか。市会議員が請求者の総まとめとして請求をされているだけで、肩書は議員であるけど、有権者であるということできないのか。</p> <p>11条の有権者及び議員という表記の仕方、これと合わなくなるのではないのか。そうすると、11条はこのように書く必要がなくなるのではないのか。</p> <p>11条では議員は別要件が掲げられているので、11条がこのような規定されている以上、議員が請求代表者で請求されている以上は、やはりこちらの要件を満たさないと11条の請求自体としては適法とは言えない。8条については、有権者の中に議員を外す必要はないということだが、実質的にみても、議員は議会で問責ができるから、それをあえて11条として請求する以上はその要件を満たさなければならない。</p> <p>11条については有権者の代表者であっても駄目だと解釈すべき</p>
議長	
委員	
委員	
委員	
委員	

	<p>委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議長</p>	<p>ということか。</p> <p>でないと説明がつかないのではないのか。</p> <p>委員としては、今回の政治倫理審査会の開催について、適法、不適法というかどうかという意見か。</p> <p>政治倫理審査については中途半端で終わらせてはいけない。審査会の開催は適法と考える。</p> <p>委員、何かないか。</p> <p>請求がなされた以上は、もちろん審査すべきと考える。</p> <p>他に委員から補足の説明はないか。</p> <p>意見は出そろったので、会長の判断でお願いします。</p> <p>各委員の意見を伺って、審査会としては、本案前の問題については、問題なしとして具体的に本案の審査を行うこととする。審査会の対象とする。</p>
<p>その他</p>		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事(3) 説明会開催請求について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料5</p>		
審議経過	議長	<p>続いて、「説明会開催請求について」審議を行う。請求者から提出された説明会開催請求書の写しは事前に別添ファイルで配布されている。また、説明会開催請求書の内容を整理したものは資料5として配布されている。この件について市長の行為が政治倫理基準に違反するかどうかを審査し、説明会開催請求が適当であるか否かを審議することになる。先ほど各委員から説明会については開催そのものが適法かどうか問題のご指摘があったが、このことについて、再度議論させていただければと思う。</p>	
	委員	<p>先ほど申し上げたように条例11条が重い。議員として請求されているのであれば11条の要件を満たしていない請求と考える。もし、委員会でもって条件を満たしているとなると話は別である。説明会開催請求については条例からはやはりおかしい。もし、これを認めると、定数の3分の1が集まらないで有権者の100分の1を認めると条例の趣旨に反する。</p>	
	議長	<p>条例の趣旨の解釈として、11条はあくまでも有権者及び議員となっており、議員には定数の3分の1要件がある。これを回避するために有権者の立場であることを認めてしまうことになりかねないので、今回の説明会開催請求は議員の立場でされていることからすると要件を満たしていないという指摘と理解する。他に意見はないか。</p>	
	委員	<p>もし、説明会を開催するということで請求代表者を変更して請求されると、またこの審査会でということになるのか。</p>	
	委員	<p>改めて別の請求となる。</p>	

	議長	<p>その時にはその請求自体が適切かどうかを別の機会に判断することになる。</p> <p>意見は出揃ったか。そうすると、本審査会においては、説明会開催請求については適当ではないという判断をしたいと思う。</p>
その他		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	(議題終了後)、8 . 閉会		
内 容	<p>次回の会議に向けての調査等の確認が協議され、協議後に事務局で閉会を行った。</p>		
審議経過	議長	その他に何かないか。	
	事務局	次回の会議に向けて必要な調査等があったらお願いします。	
	議長	<p>本審査会で審査する内容は資料4となる。市長の行為が政治倫理条例第4条に規定する政治倫理基準に反するかどうかの調査を行うことになるが、ポイントを絞って調査すればという委員からの意見はあるか。</p>	
	委員	<p>事務局に調査をお願いしたい項目を言ってしまうと、被請求者に伝わって、その対応策を考えられるので、どのようにするか。</p>	
	議長	<p>調査すべき事項はある程度具体的でなければできないので、関係当事者に伝わっても、弁明をしていただく、それを踏まえて、事実認定をやればいいのかと思う。</p> <p>※委員がまとめられた調査項目（A4版1枚）を委員から議長に手渡された。</p>	
	議長	<p>共通認識とするため読み上げていいか。委員から具体的な調査事項、要請すべき点としていくつか挙げられている。具体的な会社名はどうするか。</p>	
	事務局	<p>具体的な会社名は差し控えさせていただいた方がよいかと思う。</p>	
	委員	<p>請求書には具体的に記載されているが。</p>	

委員	<p>会社名に関しては個人情報でないので、個人名が出ていればインシヤルでいいのではないかと。</p>
議長	<p>個人名の記載はない。調査するかどうかはともかくとして、ご意見として。</p> <p>株式会社NACの商業登記上の事業目的。株式会社NACの直近3ヶ年の事業報告書。株式会社NACの事業目的と同じような事業を市は基本構想も含め計画しているか。株式会社NACの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの。株式会社嬉野創生機構に対し嬉野市が業務の委託をしたことがあるか、委託がある場合は委託した業務内容と委託金額を年度別に。株式会社嬉野創生機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名。会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か、事実とすれば採用前はどのような業務をしていたのか、また、受け入れた目的及び受け入れ時期となっている。その他に事実調査項目はあるか。</p>
委員	<p>株式会社NAC、嬉野創生機構に関して、こちらが直接の利害関係者かどうか、この政治倫理条例に違反かどうか、どういう基準で判断するかということだが、これは調査請求関係にも書いてあるが、国家公務員倫理規程が参考になるのではないだろうか、これぐらいしかないだろう。より具体的に言うと、人事院が人事行動基準を示している。これは人事院のホームページからダウンロードできる。利害関係者の定義、これらを基礎として国家公務員より首長の権限は大きいと、国家公務員倫理規程を参考とする。</p>
議長	<p>論点整理とすると、今回請求者が掲げている政治倫理基準の本条例4条第1項、第2項に違反しているかどうかについて審査会で行うことになるが、その指針となるのが国家公務員倫理となるが、どこまでを利害関係人というのか、そういった要件該当性も本審査会で審査しなくてはならないことになる。他に補足すべき事項とかないか。</p> <p>今後の審査会の進め方としては、こういった国家公務員の解説等を踏まえて本条例の条文解釈も含め事実認定を行うことになる。また、委員からあった調査項目は必要と考えている。追加の調査事項は私から事務局に依頼することとする。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございます。</p>

	<p>ございました。調査事項について事務局に指示があったものについては、整理して手続きを行わせていただく。次回の審査会の日程は、事務局で調整させていただき、後日連絡させていただく。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございました。</p>
その他	